



# gTLD契約遵守プログラム

契約遵守

# 契約遵守プロセスの ガイドラインと明確化

# 非公式な解決プロセスのガイドライン

## 通知

- 非遵守について申し立てられた領域を送信
- 契約遵守のプロアクティブな監視（上記に当てはまる場合）
- 第三者からの苦情（検証時）

注：件名の行は、通知か照会かを示す

VS

## 照会

- 情報の収集が必要
- 既知の遵守違反なし
- 契約遵守のプロアクティブな監視  
労力（上記に当てはまる場合）

注：照会に対して応答がない場合、通知になる可能性がある

契約遵守に関する通知のエスカレーションは、次のような契約遵守の問題に適用される

- 迅速な解決が必要な場合
- 以前に修正されたと申し立てられてた問題が再発している場合
- 委任が終了した場合（例えば、破産、判決、安定性の問題）

# 非公式な解決プロセス — 明確化

- ◎ 締め切りは、UTC時間で生成される
- ◎ 締め切り日は00:00 UTCをもって翌日となる
- ◎ 3つのグローバルハブ全体でスタッフが処理を行う
  - ◎ 同じ日に送信された通知や照会の締め切りは異なる場合がある

# 非公式な解決プロセス — 明確化

注：早期の対応によって、フォローアップと連携が可能になる

- ◎ ICANNが通常フォローアップを送信する場合は以下の通り。
  - ◎ 期日前に十分な対応がなされていない
  - ◎ 早期の段階で不十分な対応があり、ICANN側の審査/対応が期日を過ぎた
  - ◎ 期日まで契約している団体から延長が要求された（理由あり）
  - ◎ 期日前に契約している団体から明確化が要求された
- ◎ ICANNは、以下の場合に次の段階に移行する。
  - ◎ 契約している団体から応答がない
  - ◎ 期日の最終日またはその直前に対応がなされたが不十分だった

# 非公式な解決プロセス — 連絡先

ICANNのスタッフは、非公式な解決プロセスにおいてさまざまな連絡先を使用する

- ◎ レジストラ：苦情のタイプに応じて指定のメールアドレスの連絡先に3段階の通知が送信される。プライマリの連絡先は、3回目の通知にも含まれ、3回目の通知のFAXが送信される
- ◎ レジストリ：3段階の通知と3回目の通知のFAXが契約遵守担当の連絡先に送信される。プライマリの連絡先と法務関係の通知の連絡先は、3回目の通知にも含まれる
- ◎ 確認のために、契約している団体には、2回目と3回目の通知の後に電話で連絡される（対応が不十分な場合）
  - ◎ レジストラの一次連絡先とレジストリの契約遵守担当の連絡先
  - ◎ 電話番号は（一般的なカスタマーサービス用の回線ではなく）、音声通話が可能な直通の回線にすることが推奨される

# ICANNとのやりとり

## ICANNコンプライアンスチームとのやりとりのヒント

- ◎ icann.orgから受信する電子メールをホワイトリストに登録する
- ◎ 電子メールサーバーがICANNからの電子メールを遮断しないことを確認する
- ◎ コンプライアンスチームへの返信はできるだけ早く送信し、現況を報告する
  - ◎ すべての質問に回答し、文書が提供されていることを確認する
  - ◎ 返信の期限を遵守する
  - ◎ 早期に対応することで、フォローアップと連携が可能になる  
(対応が十分でない場合)
- ◎ コンプライアンスチームへの返信では、件名を変更しない
- ◎ 返信と添付ファイルの合計サイズが4 MB未満であることを確認する

# 契約義務のガイドライン



# レジストリ プログラムの範囲

- ◎ レジストリ契約と適用されるコンセンサス ポリシー
- ◎ 紛争処理手続き
  - ◎ 公益のための誓約
  - ◎ コミュニティ登録の制限
  - ◎ 委任後の商標に関する紛争処理手続き
  - ◎ Uniform Rapid Suspension (統一早期凍結)
- ◎ サンライズ処理
- ◎ クレーム サービス プロセス
- ◎ 監査は、条項1の代表と保証および条項2の誓約に限定される

# RAの署名時に選択された義務

- ◎ 状況に応じた、コンセンサスポリシーおよびテンポラリーポリシーの遵守（第1条）
- ◎ 特殊ドメイン名の予約（第5条）
- ◎ 相互運用性/継続性の標準への対応（第6条）
- ◎ 権利保護メカニズムの実装（第7条）
- ◎ 継続的運用手段の保持（第8条）
- ◎ 行動規範の遵守（第9条）
- ◎ 公益のための誓約の遵守（第11条）
- ◎ 状況に応じた、コミュニティ登録ポリシー実装（第12条）
- ◎ レジストリ RPM アクセス料金の支払い（条項6）
- ◎ 名前衝突発生審査への準拠

# 委託時に選択された義務

- ◎ 毎日のエスクロー委任が実行され、エスクローエージェントが毎日検証に関する通知を配信し、レジストリがICANNに通知する（第2条）
- ◎ 月間レポートの提出（第3条）
- ◎ 第4条に定めるWHOISサービスとWebベースのRDDSの運用
- ◎ ICANNに対する毎日のゾーンファイルへのアクセスの付与（第4条、セクション2.3）
- ◎ ICANNに対する毎週のThin Registration Dataへのアクセスの付与（第4条、セクション3）
- ◎ レジストリのパフォーマンスの維持（第10条）

- ◎ コンセンサス ポリシーは、コミュニティより策定され、ICANN理事会により採択される
- ◎ テンポラリ ポリシーはICANN理事会が作成する条項またはポリシーであり、レジストラ サービス、レジストリ サービス、DNS、またはインターネットの安定性とセキュリティを維持するために必要である

# データ エスクロー要件

## レジストリ契約の第2条

- ◎ レジストリ運用者による日々の委託
  - ◎ 日曜日：23:59 UTCまでのデータ エスクロー エージェントに対する完全な委託
    - ◎ 完全な委託は、定義されているレジストリ データベース オブジェクトの完全なセットから構成されます。
  - ◎ 月曜日から土曜日：23:59 UTCまでの差分の委託（または完全な委託）
    - ◎ 差分委託には、前回の完全または差分委託があってから、作成、削除、または更新されたすべてのレジストリ データベース オブジェクトが含まれる
- ◎ Registry Reporting Interface（RRI）：
  - ◎ レジストリ運用者は、データ エスクロー エージェントが、仕様2の第2部、セクション7に従ってICANNにステータス通知を必ず毎日送信する必要がある
  - ◎ レジストリ運用者は、また、第2条のパートAのセクション7に従ってICANNに委託の通知を毎日送信する

# データ エスクロー要件（続き）

## 契約遵守データ エスクローの継続的な活動

- ◎ レジストリ運用者が、セクション2.3と第2条に関するレジストリ契約のデータ エスクロー（DE）条項を遵守していることを確認するため
- ◎ ICANNへのDEエージェント（DEA）の通知を審査する - DEAは、各委託の形式と完全性を検証し、レジストリ報告インターフェイス（RRI）を介してICANNに通知する
- ◎ ICANNへのレジストリ運用者の通知を審査する - レジストリ運用者またはその代理人（DEAおよび加盟者を除く）はICANNにRRIを介して通知し、委託で作成されるレポートを提供する。委託がレジストリ運用者によって検査され、完全で正確であることを伝える
- ◎ 最近委任されたgTLDのリストを確認する - スタッフは、最近委任されたgTLDがRRIオンボーディングステータスに対する例外レポートを検証して、委任から14日以内に委託を開始していることを確認する

# データ エスクロー要件（続き）

## 契約遵守データ エスクローの監査活動

- ◎ 選択されたレジストリ運用者について、ICANNは以下を検証する。
  - ◎ エスクローファイル、gTLDゾーンファイル、および毎月のレジストラごとのトランザクションレポートでドメインの数が一致しているかどうか
  - ◎ データ エスクローファイル、一括登録ファイル、および公開されているWhois情報の中で、ドメイン登録情報の形式とサンプリングしたコンテンツが一致しているかどうか

## 月次報告要件の遵守（仕様13）

- ◎ 次の2つの報告書が必要：レジストリ機能のアクティビティレポートとレジストラ別トランザクションレポート
- ◎ レジストリ運用者は、draft-lozano-icann-registry-interfacesで説明したAPIを使用してTDLごとに1セットを提供する必要がある。第2条のパートA、セクション9、リファレンス5
- ◎ 前月にTLDが委託された場合、翌月20日までに報告書をアップロードする必要がある。
  - ◎ TLDが、月の最終日に委任された場合でも翌月の20日までにアップロードする必要があります（例えば、10月31日にTLDが委任された場合、10月のレポートは11月20日までにアップロードする必要がある）
  - ◎ 月の15日より後に委任された場合、レポートは次の報告期間に延期できる。



# 予約名

## 条項2.6とレジストリ契約の第5条

- ◎ 一部はレジストリ運用者とマーケティングのため
- ◎ その他の要件
  - ◎ 第2レベルで2文字のラベル（ICANNによって別途承認されていない限り）
  - ◎ 第2レベルで政府間組織（IGO）のリストにある名前
  - ◎ 第2レベルで国際オリンピック委員会、赤十字社、赤新月社のリストにある名前
  - ◎ すべてのレベルの国とテリトリー名（該当する場合はIDNバリエーションを含む）

# 予約名（続き）

- ◎ NIC.<tld>は、委任時にレジストラID 9999で有効化する必要がある。
  - ◎ 国際化ドメイン名の場合、NICの翻訳または「Network Information Center」の翻訳の省略形を使用できる。
- ◎ トップレベルドメインの運用または推進に必要な場合、レジストラID 9998に最大100個までの名前を有効化できる。
- ◎ 登録用に公開されている予約名は、仕様7に規定されている権利保護メカニズムを遵守する必要がある。
- ◎ 非有効化期間の終了後、icann-sla-monitoring.<tld>をICANNテストレジストラに割り当てる必要がある。

# 予約名（続き）

- ◎ ASCII文字と文字で構成されるセカンドレベルドメインの公開を承認
  - ◎ 混乱を避けるための対策が必要
- ◎ 必須の対策:
  - ◎ 登録者が政府または国コードと誤解しないように登録ポリシーを公開する
  - ◎ 混乱が起きた場合には、政府および国コードの管理者からの報告を調査し、対応する
- ◎ 任意の対策:
  - ◎ 政府および国コードの管理者に30日間の排他的な事前登録期間を設ける
  - ◎ 政府諮問委員会にメンバーとして参加する

# レジストリの相互運用性と継続性の条項

## レジストリ契約の第6条

- ◎ 標準の遵守 : DNS、EPP、DNSSEC、IDN、IPv6、IDNテーブル
  - ◎ 関連する意見の要請（RFC）とICANN IDNガイドラインの遵守
  - ◎ DNSセキュリティ拡張（DNSSEC）を実装するTLDゾーンファイルへの署名
  - ◎ レジストリシステムのグルーレコードとしてIPv6アドレスを受け入れ、DNSに公開
- ◎ 非準拠ROIDの修正に関するgTLDレジストリ勧告：  
<https://www.icann.org/resources/pages/correction-non-compliant-roids-2015-08-26-en>

# レジストリの相互運用性と継続性の条項

## レジストリ契約の第6条

- ◎ 承認されたレジストリサービスの遵守とワイルドカードの禁止
- ◎ ビジネス継続性の計画の策定と年次テストの実施
- ◎ 連絡先データの悪用の公開とオーファン グルー レコードの悪意のある利用に対応するプロセスの確立
- ◎ 初回/更新登録に関する要件
- ◎ 名前衝突の管理の遵守

# 名前衝突、計画的中断（CI）

## 審査レターと承認されたCI手法の遵守

- ◎ ワイルドカードによる計画的中断またはワイルドカードによるセカンドレベルドメイン（SLD）の計画的中断への遵守を確認する
  - ◎ 2014年8月4日の審査レター
  - ◎ 2014年9月12日のSLDの変動に関するレター
- ◎ ICANNがゾーン ファイルを確認できることを確認する
- ◎ SLDブロック リストにあるSLDが委任されていないことを確認する
- ◎ ゾーン ファイルからの委任前テスト（PDT）ドメインを削除する

# 名前衝突、計画的中断 (CI)

1

## 2014年8月18日またはそれ以降に委任されたTLD

- ◎ 委任後90日間、全く名前が有効化されていない (nic.tld以外)
- ◎ TLDが計画的な中断を開始する時を選択する
- ◎ 名前衝突発生審査 (「審査」) のセクションIに基づくCIの実装

2

## 2014年8月18日より前に委任されたTLDで、有効化された名前が.nic以外に名前が有効化されている

- ◎ TLDがCIを開始する時を選択。それまでは、委任の代替手段 (APD) リストにあるSLDをブロック
- ◎ CIが開始したら、審査のセクションIIと2014年9月12日のSLD計画的中断の変動に従って実装する
- ◎ CI期間が終了したら、審査のセクションII (c) に従ってAPDリストをリリースできる

3

## 2014年8月18日またはそれ以降に委任されたTLDで、有効化された名前が.nic以外にない

- ◎ TLDが計画的な中断を開始する時を選択する
- ◎ 審査のセクションIまたはIIに従うかどうかを選択
- ◎ 選択した審査のセクションに従ってCIを実装

# TMCH権利保護メカニズム（RPM）

## レジストリ契約の第7条

- ◎ Trademark Clearinghouse（TMCH）権利保護メカニズムの要件の遵守
- ◎ 1つ以上のICANN認定レジストラとレジストリ-レジストラ契約を締結する必要がある
  - ◎ Qualified Launch ProgramまたはApproved Launch Programで名前を割り振る前
  - ◎ サンライズ期間が期限切れになる少なくとも30日前（上記のプログラムを実施していない場合上）
  - ◎ クレーム開始日の前（仕様13が有効な場合）



# TMCH権利保護メカニズム（続き）

- ◎ すべての紛争解決手続きの遵守
  - ◎ Uniform Rapid Suspension（統一早期凍結）
    - ◎ URSプロバイダーから通知から24時間以内にドメインをロックし、URSの決定の通知で求められる措置を実施する
  - ◎ レジストリ制限の手続きと委任後の商標に関する手続き
    - ◎ 紛争の報告者が優勢である場合修正措置を実施する

# 不適切な割り当て/振り分け

## Trademark Clearinghouse RPM要件のセクション2.1.1 & 2.2.4

- ◎ 定義：「割り当て」とは、「ドメイン名を指定、割り当て、または振り分けること」である
- ◎ 例外を条件として、レジストリ運用者は、サンライズ登録の割り当てまたは登録の前に、サンライズ資格を有していないレジストラントに名前を割り当てすることはできない
- ◎ 不適切な割り当ては、サンライズの優先順位に関わらず、また、振り分けられた名前が登録に変換されたかどうかに関係なく発生する

# Uniform Rapid Suspension (統一早期凍結)

## レジストリ契約の第7条

- ◎ レジストリは、URSプロバイダからのロック通知を受け取ってから24時間以内に、URSの元で紛争状態にあるドメインをロックする必要がある
  - ◎ URSプロバイダがICANNに苦情を提出する場合、段階的な通知が（それぞれ24時間）がレジストリ運用者に送信される
- ◎ 苦情を支持するURSの決定を受け取った場合、レジストリはURSのセクション10.2の手順を実施する必要がある
  - ◎ ICANNは、主張された苦情申請による報告に基づいて措置を強制する

# Uniform Rapid Suspension (統一早期凍結)

## ロックおよび一時停止要件の遵守

- ◎ URSプロバイダから苦情の通知を受け取ってから24時間以内に、レジス 트리運用者はドメインをロックする必要がある<sup>n</sup>
  - ◎ 登録データへのあらゆる変更の制限 – 移転や削除を含む
- ◎ レジス 트리運用者は、ロックした後に速やかにURSプロバイダに通知する必要がある
- ◎ 決定事項を受信したら、レジス 트리運用者は名前を即時一時停止し、ネームサーバーをプロバイダの通知用のURSサイトにリダイレクトする
  - ◎ Whoisは、登録期間中はこの名前が移転、削除、または変更できないことを反映する
- ◎ 週末、祝日またはその他の不在日に関わらずロック、一時停止、および通知要件を満たす必要がある

# 登録制限に関する紛争解決手続き

## レジストリ契約の第7条

- ◎ 条項2.19と第12条のコミュニティ登録ポリシーの遵守
- ◎ ICANNは、苦情の申し立てを予備的に審査し、苦情が完全であるか、少なくとも1つの登録の制約に対する非遵守を申し立てているか、報告者が適格な要件を満たしていることを確認する
- ◎ 報告が最初の審査に合格すると、苦情はレジストリ運用者に送信される。紛争が未解決のままの場合、報告者は承認されたサービスプロバイダに苦情を提出する場合がある

# 継続的運用手段（COI）

## レジストリ契約の第8条

- ◎ 第10条のセクション6（EBEROの基準）の最重要のレジストリ機能のための財務的に十分な保障に関するCOI
  - ◎ レジストリ契約の発効日から6年間
  - ◎ COIが終了する場合、または更新されない場合、COIの代替を取得する必要がある
- ◎ 修正には、ICANNの承認が必要となる  
<https://www.icann.org/news/announcement-3-2015-09-15-en>
- ◎ 管理するドメイン数に応じた充足性を確認するための審査と監査の対象
  - ◎ EBERO契約料金表によるガイダンス

# COIガイドンス – EBERO契約料金表

<https://www.icann.org/resources/pages/ebero-2013-04-02-en>

EXHIBIT D-1  
Standard Emergency Event Fee Table

DUM	EBERO Fee	DUM	EBERO Fee	DUM	EBERO Fee	DUM	EBERO Fee	DUM	EBERO Fee
1	\$ 18,000								
500	\$ 18,000	30,500	47,826	60,500	92,016	90,500	\$ 128,016	120,500	\$ 154,496
1,000	\$ 18,000	31,000	48,636	61,000	92,616	91,000	\$ 128,616	121,000	\$ 154,864
1,500	\$ 18,000	31,500	49,446	61,500	93,216	91,500	\$ 129,216	121,500	\$ 155,231
2,000	\$ 18,000	32,000	50,256	62,000	93,816	92,000	\$ 129,816	122,000	\$ 155,599
2,500	\$ 18,000	32,500	51,066	62,500	94,416	92,500	\$ 130,416	122,500	\$ 155,967
3,000	\$ 18,000	33,000	51,876	63,000	95,016	93,000	\$ 131,016	123,000	\$ 156,335
3,500	\$ 18,000	33,500	52,686	63,500	95,616	93,500	\$ 131,616	123,500	\$ 156,703
4,000	\$ 18,000	34,000	53,486	64,000	96,216	94,000	\$ 132,216	124,000	\$ 157,070
4,500	\$ 18,000	34,500	54,306	64,500	96,816	94,500	\$ 132,816	124,500	\$ 157,438
5,000	\$ 18,000	35,000	55,116	65,000	97,416	95,000	\$ 133,416	125,000	\$ 157,806
5,500	\$ 18,000	35,500	55,926	65,500	98,016	95,500	\$ 134,016	125,500	\$ 158,174
6,000	\$ 18,000	36,000	56,736	66,000	98,616	96,000	\$ 134,616	126,000	\$ 158,542
6,500	\$ 18,000	36,500	57,546	66,500	99,216	96,500	\$ 135,216	126,500	\$ 158,909
7,000	\$ 18,000	37,000	58,356	67,000	99,816	97,000	\$ 135,816	127,000	\$ 159,277
7,500	\$ 18,000	37,500	59,166	67,500	100,416	97,500	\$ 136,416	127,500	\$ 159,645
8,000	\$ 18,000	38,000	59,976	68,000	101,016	98,000	\$ 137,016	128,000	\$ 160,013
8,500	\$ 18,000	38,500	60,786	68,500	101,616	98,500	\$ 137,616	128,500	\$ 160,381
9,000	\$ 18,000	39,000	61,596	69,000	102,216	99,000	\$ 138,216	129,000	\$ 160,748
9,500	\$ 18,000	39,500	62,406	69,500	102,816	99,500	\$ 138,816	129,500	\$ 161,116
10,000	\$ 18,000	40,000	63,216	70,000	103,416	100,000	\$ 139,416	130,000	\$ 161,484
10,500	\$ 18,697	40,500	64,026	70,500	104,016	100,500	\$ 139,784	130,500	\$ 161,852
11,000	\$ 19,394	41,000	64,836	71,000	104,616	101,000	\$ 140,152	131,000	\$ 162,220
11,500	\$ 20,092	41,500	65,646	71,500	105,216	101,500	\$ 140,519	131,500	\$ 162,587
12,000	\$ 20,789	42,000	66,456	72,000	105,816	102,000	\$ 140,887	132,000	\$ 162,955
12,500	\$ 21,486	42,500	67,266	72,500	106,416	102,500	\$ 141,255	132,500	\$ 163,323
13,000	\$ 22,183	43,000	67,860	73,000	107,016	103,000	\$ 141,623	133,000	\$ 163,691
13,500	\$ 22,880	43,500	68,886	73,500	107,616	103,500	\$ 141,991	133,500	\$ 164,059
14,000	\$ 23,578	44,000	69,696	74,000	108,216	104,000	\$ 142,358	134,000	\$ 164,426
14,500	\$ 24,275	44,500	70,506	74,500	108,816	104,500	\$ 142,726	134,500	\$ 164,794
15,000	\$ 24,972	45,000	71,316	75,000	109,416	105,000	\$ 143,094	135,000	\$ 165,162
15,500	\$ 25,669	45,500	72,126	75,500	110,016	105,500	\$ 143,462	135,500	\$ 165,530
16,000	\$ 26,366	46,000	72,936	76,000	110,616	106,000	\$ 143,830	136,000	\$ 165,898
16,500	\$ 27,064	46,500	73,746	76,500	111,216	106,500	\$ 144,197	136,500	\$ 166,265
17,000	\$ 27,761	47,000	74,556	77,000	111,816	107,000	\$ 144,565	137,000	\$ 166,633

## レジストリ契約の第9条

- ◎ レジストリサービスへ平等なアクセス権をレジストラに提供する
- ◎ フロントランニングなし
- ◎ 交差所有するレジスト運用者についての要件
  - ◎ 加盟レジストラによる個人データの不正な開示を防止する必要がある
  - ◎ 毎年1月20日までに、TLDの理事によって署名された行動規範の証明書を審査結果と一緒にICANNに提出する
  - ◎ 個別の事業者と個別の会計帳簿



# 年次遵守証明書

## 年次遵守証明書の提出とレジストリ運用者の内部審査の実施要件の遵守

### ◎ 認証の実行者

- ◎ 「レジストリ運用者の運営責任者」

### ◎ 提出物

- ◎ 第13条の継続的遵守の証明書

- ◎ 免除のある継続的遵守の証明書

- ◎ 第9条の継続的遵守の証明書

- ◎ レジストリ運用者またはレジストリ関連当事者が、レジストラまたはレジストラと再販サービスのプロバイダとして運営し、第13条または免除が認められない場合

# 年次遵守証明書（続き）

- ◎ レジストリ関連当事者（第9条）：
  - ◎ 親会社または子会社
  - ◎ 加盟者 - 特定の個人もしくは団体を支配し、特定の個人もしくは団体によって支配され、または特定の個人もしくは団体と共通の支配下にある者（セクション2.9(c)）
  - ◎ 下請業者（例えば、サービスプロバイダ）
  - ◎ その他の関連団体
- ◎ レジストリ運用者（セクション2.9(b)）およびレジストラ（2013年RAAセクション3.21）によって求められるICANNへの加盟への通知
- ◎ 契約遵守を確認するために暦年で少なくとも1回実施される内部審査 – 毎年1月20日までに証明書と審査結果を提出する
- ◎ 審査の実施と証明書の提出（該当する場合）の要件は、レジストリ契約/第13条/免除に署名するときに発効する
  - ◎ 委任、運用、または登録に依存しない

# レジストラの優遇措置の禁止

- ◎ 優遇措置は禁止される
- ◎ レジストリ契約に関連する可能性がある条項：
  - ◎ 2.9(a) (レジストラによるレジストリ サービスへの平等なアクセス、およびすべてのレジストラでの統一された平等な契約の使用)
  - ◎ 2.10 (レジストラへの価格通知と統一された更新価格を要求し、すべてのレジストラに更新価格が割引される同じ機会を提供する要件)
  - ◎ 第9条行動規範 (運用時におけるレジストリ システムと関連するレジストリ サービスの利用について特定レジストラの優遇措置の禁止)
- ◎ ファクトベースの契約遵守は事案ごとに判断される
- ◎ 状況が変化する場合がある：
  - ◎ 企業イベントのスポンサーシップ
  - ◎ 特定のセールス目標の達成
  - ◎ その他？

# 公益のための誓約

## レジストリ契約の第11条

- ◎ 必須および任意（該当する場合）の誓約の遵守
- ◎ ICANNの契約遵守では、PIC-DRPが提出されているかどうかに関わらずPICを強制できる
- ◎ PIC-DRP：ICANNは、苦情の申し立てを予備的に審査し、苦情が完全であるか、少なくとも1つの誓約に対する非遵守を申し立てているか、報告者が適格な要件を満たしていることを確認する
- ◎ レジストリと報告者は30日で紛争を解決する。解決できない場合、ICANNが調査するか、常任パネルの決定に従う
- ◎ 常任パネルは、15日間で決定をICANNに報告する
- ◎ 報告者の主張が認められる場合、ICANNはレジストリ運用者に違反について通知し、レジストリ運用者は30日以内に問題を修正する

# 公益のための誓約（続き）

- ◎ レジストリと報告者は30日で紛争を解決する。解決できない場合、ICANNが調査するか、常任パネルの決定に従う
- ◎ パネルにケースバイケースの決定を求める決断：
  - ◎ 違反が疑われるケースの複雑さ
  - ◎ コミュニティへの潜在的な影響
  - ◎ レジストリ運用者のサイズ
  - ◎ 違反が疑われるPIC
  - ◎ 違反の疑いがICANNの安定性/セキュリティに対する使命にどう関連するか
  - ◎ PICの報告書または回答で提起されたその他の要因
- ◎ 常任パネルは、15日間で決定をICANNに報告する
- ◎ 報告者の主張が認められる場合、ICANNはレジストリ運用者に違反について通知し、レジストリ運用者は30日以内に問題を修正する

# 公益のための誓約（続き）： セキュリティレポートの一般的內容

## 第11条、セクション3bセキュリティの脅威に対する技術的解析と報告

- ◎ 外部機関またはレジストリ運用者/レジストリサービスプロバイダによって内部で実行された解析
- ◎ 統計レポートには一般的に以下が含まれます。
  - ◎ 解析中に確認したドメイン名の数
  - ◎ 潜在的脅威のあるドメイン名一覧
  - ◎ 特定された脅威の種類 - マルウェア、ボットネット
  - ◎ 脅威に対して取られた措置の種類
  - ◎ ステータス（オープン/保留/クローズ）と取られた措置の統計
  - ◎ IPアドレス、地理的位置および登録者情報に関する追加的な詳細事項
  - ◎ 傾向と警告
- ◎ 最も一般的な報告頻度は1日1回でした。

# すべての新しいgTLDに適用される保護策

GAC北京声明からの要約

## すべての新しいgTLDに適用される保護策:

1. WHOIS情報の検証とチェック (WHOIS正確性報告システム)
2. 悪用行為の軽減 (RA仕様11セクション、3a)
3. セキュリティチェック (RA仕様11セクション、3b)
4. 文書化 (WHOIS正確性報告システム、RA仕様11、セクション3b)
5. 苦情の申し立てと対応 (RA仕様6、セクション4.1、RAセクション2.8)
6. 結論 (RA仕様11、3a、2013 RAAセクション3.7.7.2)

# カテゴリ1のgTLDに適用される保護策

GAC北京声明からの要約

**カテゴリ1のgTLDに適用される保護策**（消費者保護、微妙な文字列、および参入規制）

適用される文字列のレジストリ契約の仕様11によって組み込まれます

1. 許容される使用ポリシーの要件
2. 登録時におけるレジストラによるレジストラントへの通知
3. 機密扱いのヘルスデータや財務データを保護するセキュリティ対策の実装
4. 詐欺や違法行為の影響を緩和するための戦略の策定など、規制機関との関係の確立



# カテゴリ1のgTLDに適用される保護策（続き）

GAC北京声明からの要約

5. 不正行為を通知するための最新の連絡先と規制機関の連絡先の詳細を提供するようにレジストラントに要求

（参入規制に関連する特定のリスクに対する追加の保護策）

6. この部門に参加するレジストラントの認証情報の検証と確認

7. レジストラントの認証情報を認証する監督機関との協議

# カテゴリ1のgTLDに適用される保護策（続き）

GAC北京声明からの要約

8. 部門の要件の継続的な遵守を確認するための定期的な登録後チェックと、サービスの提供を受ける消費者の利益のために実施される活動
9. ネット上のいじめやハラスメントのリスクを最小限に抑えるための登録ポリシーの作成と公開
10. レジストラントが政府の軍事力による是認の虚偽表示を避けるための登録要件

# カテゴリ2のgTLDに適用される保護策

GAC北京声明からの要約

## カテゴリ2のgTLDに適用される保護策（登録制限ポリシー）

1. アクセス制限：TLDに関連するリスクについて適切な登録制限を設ける必要があり、レジストラまたはレジストラントに対するアクセスの優遇は許容されない（RA仕様11、セクション3c）
2. 排他的アクセス：公益の目的達成のために一般的な文字列については排他的なアクセスを講ずる必要がある

# コミュニティ登録ポリシー

## レジストリ契約の第12条

- ◎ 名前を登録する資格の基準
- ◎ コミュニティの資格を検証する手法
- ◎ 指定されたコミュニティのメンバーになる必要がある
- ◎ TLD登録ポリシーの遵守に関する紛争解決手続

## 条項4とレジストリ契約のセクション1

- ◎ Whoisサービスの運用
- ◎ Webベースの登録データ ディレクトリ サービス
- ◎ Whoisの明確化に関する勧告  
<https://www.icann.org/resources/pages/registry-agreement-raa-rdds-2015-04-27-en>
- ◎ 追加のWhois情報ポリシー（AWIP）のコンセンサスポリシー：  
<https://www.icann.org/resources/pages/policy-awip-2014-07-02-en>
- ◎ レジストリ登録データディレクトリサービス一貫性のあるラベル付けと表示ポリシー：  
<https://www.icann.org/resources/pages/rdds-labeling-policy-2017-02-01-en>

# ゾーン ファイル アクセス

## 条項4とレジストリ契約のセクション2

- ◎ ゾーンファイルへのバルク アクセスを00:00:00 UTCまでにICANNに提供する必要がある
- ◎ Centralized Zone Data Service (CZDS) を介して要求したエンドユーザーにゾーン データを提供する必要がある

# ゾーンファイルアクセスの要件（CZDS）

## 第4条の下での要求への対応と拒否の理由

- ◎ gTLDがアクセスの要求に応答しなければならない場合の契約が明示的ではない
  - ◎ 正当性、オープン、透明性を確保すること
  - ◎ 合理的な対応期限を要求者に通知するポリシーを確立し、発行し、遵守する
  - ◎ ICANNの照会によって、保留中のリクエストに関するユーザーの苦情が転送される
- ◎ 第4条の下でのアクセス拒否の理由：
  - ◎ セクション2.1.2の証明要件を満たしていない
  - ◎ セクション2.1.2の証明要件への対応が不正または非論理的
  - ◎ セクション2.1.5の規約に要求者が違反することが合理的に認められる

# Thin Registration Dataへの毎週のアクセス

## 条項4とレジストリ契約のセクション3

- ◎ レジストリ 運用者は、トップレベルのドメインを委任する場合、毎週ICANNに登録データへのバルクアクセスを提供する必要がある
- ◎ 立ち上げ中にICANNが指定した曜日の00:00:00 UTCに、OnBarding Information Request (ONBIR) を経由し、バルクアクセスをICANNに提供する必要がある
- ◎ データには指定したアクセス日の前日の00:00:00 UTC時点で行われたデータが含まれること



# レジストリのパフォーマンスの維持

## レジストリ契約の第10条

- ◎ 第10条のサービス レベル合意の表に記載されているサービス レベルを遵守する
- ◎ 記録を少なくとも1年間保持する

# SLAの監視に関するコミュニケーションDNS/DNSSEC

トリガー :	コミュニケーションのタイプ :	手段 :	ROの連絡先 :
最初のインシデント (3分間のダウンタイム)	契約遵守についてエスカレートされた通知	自動メール + Efax + 電話	<u>メール</u> : プライマリの連絡先、法務担当の連絡先、コンプライアンス担当の連絡先、技術担当者の連絡先、3名の緊急連絡先、2名のバックエンド技術担当の連絡先 <u>Efax</u> : コンプライアンス担当連絡先 <u>通話</u> : コンプライアンス担当連絡先
10%、25%、50%、75%、および100%	テクニカル サービス SLA監視アラート	自動メール + 自動通話	<u>メール</u> : 法務担当の連絡先、コンプライアンス担当の連絡先、技術担当者の連絡先、3名の緊急連絡先、2名のバックエンド技術担当の連絡先 <u>通話</u> : 3名の緊急連絡先のいずれか
100%	半自動の契約違反通知 (検証時)	手動メール + Efax + 速達郵便 + Web	<u>メール</u> : プライマリの連絡先、法務担当の連絡先、コンプライアンス担当の連絡先 <u>Efax</u> : 法務担当の連絡先 <u>速達郵便</u> : 法務担当の連絡先 <u>Web</u> : icann.orgに違反を公開

# SLAの監視に関するコミュニケーションRDDS

トリガー :	コミュニケーションのタイプ :	手段 :	ROの連絡先 :
10%、 25%、 50%、 75%、および 100%	テクニカル サービス SLA監視アラート	自動メール + 自動通話	<u>メール</u> : 法務担当の連絡先、コンプライアンス担当の連絡先、技術担当者の連絡先、3名の緊急連絡先、2名のバックエンド技術担当の連絡先 <u>通話</u> : 3名の緊急連絡先のいずれか
75%	契約遵守についてエスカレートされた通知	自動メール + Efax + 電話	<u>メール</u> : プライマリの連絡先、法務担当の連絡先、コンプライアンス担当の連絡先 <u>Efax</u> : コンプライアンス担当連絡先 <u>通話</u> : コンプライアンス担当連絡先
100%	半自動の契約違反通知 (検証時)	手動メール + Efax + 速達郵便 + Web	<u>メール</u> : プライマリの連絡先、法務担当の連絡先、コンプライアンス担当の連絡先 <u>Efax</u> : 法務担当の連絡先 <u>速達郵便</u> : 法務担当の連絡先 <u>Web</u> : icann.orgに違反を公開

# SLAの監視に関するコミュニケーション

## レジストリ契約の第10条 – EBEROの基準

- ◎ 実装されているDNS-DNSSECおよびRDDSについて自動でエスカレートされるコンプライアンス通知が含まれる、サービスレベル合意（SLA）の監視アラート
- ◎ レジストリ運用者はICANNとの連絡先情報を最新の状態で維持する必要がある
- ◎ 問題が解決されたときに、コンプライアンス担当者が原因と修正についての問い合わせに対応する
- ◎ 監視およびアラートは、ダウンタイムに対するレジストリ運用者による応答時間の向上に有効であった

## レジストリ契約の条項6

- ◎ ICANNに支払う手数料は、レジストリ契約の条項6に概説されています
- ◎ ICANNの経理部門がレジストリ運用者に請求する
- ◎ 支払期日が30日以上経過し、ICANNの経理部門が手数料の取得に関する処理をすべて実行した場合、ICANN準拠の延滞金が課せられる
- ◎ ICANNコンプライアンス担当から手数料通知を受け取った場合：
  - ◎ 期限までにコンプライアンス担当からの通知に回答する（支払いが行われたかどうか）
  - ◎ ICANN経理部門への支払いを実施する

# 譲渡：支配権移転とMSA

## ICANNへの通知と承認の要件の遵守

- ◎ レジストリ契約のセクション7.5
- ◎ 譲渡：最重要機能に関連するレジストリ運用者または重要下請委託（MSA）の直接的または間接的な変更（これらの機能の重複を含む）
  - ◎ 第10条で定義されたMSA最重要機能：DNSサービス、DNSSEC、EPP、RDDSおよびデータエスクロー
- ◎ ICANNへの事前通知
- ◎ いくつの変更の前にICANNからの承認が必要となる
- ◎ ハウツーガイドおよび必要なフォームなどの追加情報  
<https://www.icann.org/resources/assignments>